

通関士試験 予想問題の着眼点

第 60 回通関士試験 予想問題集 作成上の着眼点

第 60 回通関士試験(令和 8 年 10 月 4 日実施)向け予想問題集(本番の約 2 倍・約 122 問)を作成するための設計文書。根拠はすべて本フォルダの調査ノート(調査 01～04)に依る。出題法令基準日は第 60 回公告原文のとおり**令和 8 年 7 月 1 日現在で施行されている法令・政省令・告示・通達**であり、時事論点はこの基準日で「本試験でそのまま出る(出題対象法令)」か「時事知識・引っかけとして出る(未施行)」かを仕分けたうえで問題化する。

1. 第 60 回の試験形式と予想問題の構成

1.1 本番の形式(第 60 回公告ベース)

第 60 回は令和 8 年 7 月 1 日に財務大臣名で公告済み。試験日は令和 8 年 10 月 4 日(日)、合格発表は 11 月 10 日。全科目マークシート方式の筆記で、**出題数の内訳が第 59 回から変更されている**(科目別満点は不変)ため、予想問題の問題数設計は必ず第 60 回公告の配点表に合わせる。

科目(試験時間)	選択式	択一式	計算式	選択式・計算式	満点
通関業法(9:30～10:20)	41 点(13 問)	4 点(4 問)	—	—	45 点
関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外為法(第 6 章)(11:00～12:40)	49 点(17 問)	11 点(11 問)	—	—	60 点
通関実務(13:50～15:30)ー 通関書類の作成要領	—	—	—	20 点(2 問)	45 点
同 ー その他通関手続の実務	10 点(5 問)	3 点(3 問)	12 点(6 問)	—	(実務計)

- ・ 選択式の定義(公告原文): 空欄補充で最も適切な語句を選ぶ形式、又は五肢から「正しいもの/誤っているもの」を複数選択する形式。
- ・ 申告書作成は **NACCS を使用して行う輸出申告・輸入申告を各 1 問**(計 2 問 20 点)。
- ・ 通関業法の出題には関税法 79 条の 2 の **認定通関業者(AEO 通関業者)**に係るものを**含む**旨が公告に明記されている。

第 59 回までは通関業法が選択式 10 問+択一 10 問、関税法等が選択式 15 問+択一 15 問だった。第 60 回は**選択式に重心が移り択一が減る**(業法 13+4、関税法等 17+11)。予想問題もこの新配分で作らないと本番の体感とずれる。

1.2 予想問題の構成(本番の約 2 倍=約 122 問)

科目	本番	予想問題	内訳
通関業法	17 問(45 点)	34 問	選択式 26 問+択一 8 問
関税法等	28 問(60 点)	56 問	選択式 34 問+択一 22 問
通関実務	16 問(45 点)	32 問	申告書 4 問(輸出 2+輸入 2)+選択式 10 問+択一 6 問+計算 12 問
計	61 問	≈122 問	

各科目とも本番の形式別内訳をちょうど 2 倍する。これにより「本番 1 回分×2 セット」として模試 2 回分に組み替えることも可能な構成になる。



2. 科目別の出題予想と根拠

2.1 通関業法(34 問)― 固定論点の網羅+条文改正の反映

過去問分析(調査 04)では、第 58 回・第 59 回で論点がほぼ完全に重複しており、通関業法は**固定パターンの繰り返し**である。よって予想問題は以下の定番論点を網羅型で作る。

- ・ 目的と用語の定義(1・2 条)/通関業の許可・欠格事由(5・6 条)/許可の消滅・取消し(10・11 条)/地位の承継/営業所の新設
- ・ 通関士の設置(13 条)/**通関士の審査等(14 条)― 審査対象書類の列挙問題が毎年出る**
- ・ 更正に関する意見の聴取・検査の通知(15・16 条)/義務(名義貸し禁止・秘密保持・信用失墜行為)/変更等の届出(12 条)/記帳・届出・報告(22 条)
- ・ 資格喪失・確認(31 条)/監督処分・懲戒処分(34・35 条)/**業務改善命令(33 条の 2)― 第 59 回で独立出題済み/罰則**
- ・ **「通関業務と関連業務の区別」は毎回複数問** → 予想問題でも複数問配置する。

時事の織り込み: **2025 年 6 月 1 日施行の刑法改正で「懲役・禁錮」が「拘禁刑」に一本化**され、欠格事由・通関士資格規定の条文表現が変更された(施行済み=出題対象法令)。欠格事由の択一・選択式では**必ず「拘禁刑」の新表現で作問**し、旧表現「懲役」を誤り肢として置く。AEO 通関業者(認定通関業者)関連は公告に明記があるため、認定要件・認定の効果を選択式に組み込む。

2.2 関税法等(56 問)― 骨格論点+施行済み改正の正面出題+未施行事項の引っ掛け

過去問の骨格(第 58・59 回共通)は次のとおりで、これを予想問題の幹にする。

- ・ 用語の定義/**課税物件の確定時期・適用法令**/納税義務者
- ・ 申告納税方式・修正申告・更正の請求・更正・決定/納期限・法定納期限と延滞税/**加算税(過少申告・無申告)― 両年とも独立問**
- ・ 輸出通関・輸入通関(毎回複数問)/保税地域・保税蔵置場/保税運送
- ・ **課税価格の決定の原則(定率法 4 条)・計算方法 ― 毎回 2 問前後**
- ・ 軽減・免除・払戻し/特惠関税(暫定法 8 条の 2)/AEO(特例輸入者・特定輸出者、第 58 回は特例委託輸入者・特定委託輸出者まで)
- ・ 不服申立て/罰則/輸出入してはならない貨物/外為法 48 条・52 条/NACCS 法/特殊関税(58 回=相殺関税、59 回=不当廉売関税)/関税率表の通則/輸入許可前引取り/ATA 条約/還付加算金(59 回の難化要因)

時事の織り込みは、施行済み(=正面から出題対象法令として出せる)と未施行(=時事知識・引っ掛けとしてのみ出せる)を厳密に区別する。

(a) 出題対象法令に入る改正(令和 8 年 7 月 1 日までに施行済み)― 正面から作問する

改正事項	施行日	作問方針
令和 7 年度改正一式(暫定税率 411 品目延長、特別緊急関税延長、加糖調製品引下げ、LDC 卒業経過措置 1 年→3 年、沖縄型特定免税店 2 年延長、給食用脱脂粉乳の対象拡大、重加算税加重の適用除外)	2025.4.1	択一・語群選択で品目数・期限・「3 年」等の数字を問う
輸入申告項目の追加 (運送先の所在地・名称/通販貨物該当の有無/プラットフォームの名称等)	2025.10.12	関税法の輸入通関で正面出題(実務の申告書でも使う。§ 3 参照)
令和 8 年度改正: 暫定税率 404 品目 延長/加糖調製品引下げ/ ナフサ・灯油・軽油等 8 品目の暫定無税→基本税率無税化(恒久化) /航空機部分品等免税・加工再輸入減税の 3 年延長	2026.4.1	択一。R7=411 品目→R8=404 品目の 品目数の変化 をひっかけに使う



不当廉売関税の迂回防止制度創設	2026.4.1	特殊関税の選択式・択一(第59回に不当廉売関税の出題実績あり=連続狙いの本命)
保税業者への業務改善命令等の創設(従来は搬入停止・許可取消しのみ)	2026.6.1	保税地域の選択式・択一。基準日(7.1)の1か月前施行=「最新すぎて手薄」になりやすい狙い目
キャッチオール規制の通常兵器関連への拡大	2025.10.9	外為法枠。リスト規制+キャッチオールの二本立て構造とあわせて択一
半導体関連リスト規制の追加(2023年23品目、2025.5.28の量子コンピュータ関連等)	施行済み	外為法枠の知識肢

(b) 未施行=時事知識・引っ掛けとしてのみ出す(正解が「現行法どおり」になる作り)

事項	施行予定	引っ掛けの作り
個人使用貨物の課税価格特例(海外小売価格×0.6)の廃止	R10.4.1(未施行)	「廃止された」とする誤り肢を置き、 現行では0.6掛けが有効 を正解にする。民間解説に「2026年4月廃止」の誤記事があるが財務省法案概要PDFは令和10年4月1日施行(一次資料優先)
少額貨物(税抜1万円以下通販輸入)への消費税課税化・特定少額資産販売事業者の登録制度	2028.4(登録2027.4)	「課税化済み」とする誤り肢。 関税定率法14条の1万円以下免税は存置・現行どおり有効 が正解
犯則調査手続のデジタル化	R9.10.1(未施行)	知識肢
簡易税率(20万円以下・7区分)の見直し	検討中	「改正済み」とする誤り肢(2002年以来未改正が事実)

(c) 条約・国際動向(法令改正ではないが知識肢として出す)

- ・ **CPTPP 英国加入**(2024.12.15 発効・締約国12カ国): 「英国はCPTPP締約国か」/日英EPAとの複線適用(有利な方を選択可)/自己申告制度(輸入者・輸出者・生産者)/累積の可否。EPA関連の選択式で本命。
- ・ RCEP: 原産地証明3方式(第三者証明・認定輸出者・自己申告)、国別譲許。加入申請国・2027年見直しは知識肢。
- ・ 日EU・EPA改正議定書(2024.7.1 発効)=**データ流通分野**の追加(関税・原産地規則の変更ではない)。
- ・ **日米関税合意(2025年・15%)は日米貿易協定の改正ではなく米大統領令ベースであり、日本の輸入通関制度・関税率自体の変更はない**。この事実自体を引っ掛け肢にする。
- ・ WTO 漁業補助金協定発効(2025.9.15・日本は2023.7 受諾)/**HS2028**(2028.1.1 発効。「HS2027」とする古い記載が誤り肢の素材)。
- ・ AEO 相互承認(MRA)拡大: 日インド署名(2024.12)・日インドネシア署名(2025.10)は知識肢。

2.3 通関実務(32問) — §4で詳述

過去問傾向から**合否は事実上通関実務で決まる**。設計方針は§4に切り出す。

3. 時事論点リスト — どの科目のどの形式で出すか

上記(a)(b)(c)を科目・形式まで落とし込んだ一覧。◎=正面出題(施行済み)、△=時事知識・引っ掛け(未施行または法令外)。

#	論点	区分	科目	形式・出し方
---	----	----	----	--------



1	輸入申告項目の追加(通販貨物・プラットフォーム名等、2025.10.12 施行)	◎	関税法等+実務	関税法: 輸入申告の記載事項を問う択一・選択式。実務: 輸入(納税)申告書の設問文に「通販貨物該当」等の与件を含める
2	CPTPP 英国加入(2024.12.15 発効)	◎	関税法等+実務	関税法等: EPA・原産地(自己申告の申告者範囲・累積・日英EPAとの複線適用)の選択式。実務: 申告書の税率選択でCPTPP税率(英国原産品)の適用可否判断を与件化
3	令和8年度改正・不当廉売関税の迂回防止制度(2026.4.1 施行)	◎	関税法等	特殊関税の選択式・択一。59回の不当廉売関税出題からの連続を想定
4	令和8年度改正・保税業者への業務改善命令(2026.6.1 施行)	◎	関税法等	保税地域の選択式・択一。「従来は搬入停止・許可取消しのみ→段階的行政措置の創設」を正誤で問う
5	ナフサ等8品目の基本税率無税化・暫定税率404品目延長(2026.4.1)	◎	関税法等	択一の知識肢。品目数411→404の変化を誤り肢に
6	拘禁刑一本化(2025.6.1 施行)	◎	通関業法	欠格事由(6条)・通関士確認(31条)の択一。旧「懲役・禁錮」表現を誤り肢に
7	0.6掛け特例廃止(R10.4.1 施行・ 未施行)	△	関税法等+実務	「廃止済み」誤り肢。実務の課税価格計算では現行0.6掛けを正しく適用させる
8	少額貨物への消費税課税化(2028.4・ 未施行)/関税1万円以下免税は存置	△	関税法等	「定率法14条の免税は現行どおり有効」を正解とする正誤問題
9	キャッチオール規制の通常兵器拡大(2025.10.9 施行)	◎	関税法等(外為法枠)	輸出許可を要する場合の択一。二本立て構造(リスト規制+キャッチオール)とセットで
10	第7次 NACCS 稼働(2025.10.12)	◎/△	関税法等(NACCS 法)+実務	知識肢: 稼働時期(令和7年10月)・運営主体(輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社)。申告書問題は「NACCSを使用して行う申告」前提の現行様式で作成
11	HS2028(2028.1.1 発効・ 未発効)	△	実務(その他)or 関税法等	知識肢。「HS2027」「発効済み」を誤り肢に。新設分野(電子廃棄物・EV用リチウムイオン電池・ドローン・3Dプリンタ等)も素材化



12	WTO 漁業補助金協定発効 (2025.9.15)	△	関税法等	知識肢(WTO 設立後 2 番目の新規多国間協定・日本は 2023.7 受諾)
13	日米関税合意 15%(2025 年)	△	関税法等	「日米貿易協定が改正された」 「日本の関税率が変更された」 を誤り肢とする正誤(いずれも 事実と反する)
14	日 EU・EPA 改正議定書=データ 流通(2024.7.1 発効)	△	関税法等	一問一答的な知識肢
15	令和 7 年度改正の細目(LDC 卒業 経過措置 3 年・特別緊急関税 延長等)	◎	関税法等	語群選択・択一の数字問題
16	AEO: MRA 拡大(日インド・日 インドネシア)・特例委託輸入者 等の類型	◎/△	関税法等+通関業法	類型(58 回実績)は正面出題、 MRA は知識肢。業法側は AEO 通関業者(公告明記)を選択式に

4. 通関実務の設計方針(32 問)

4.1 申告書問題(輸出 2 問+輸入 2 問)― 題材は「境界事例の連続」型で選ぶ

過去 3 回の題材は、57 回=衣類(61 類/62 類の編物・織物区分)、58 回=楽器等(セット品・中古品・無代物)、59 回=飲料(20 類/22 類の境界)+竹製品等(42/44/46/70/96 類)。いずれも**単一テーマの中で類・項の境界判定を連続で迫る**構成である。予想問題 4 問もこの「境界事例連続」型で題材を選定し、関税率表所属チートシート.md の通則・ひっかけ品目マップと突合して作る。

- ・ 輸出申告 2 問: 少額合算の変形パターンを必ず 1 問入れる。57 回初出の「少額合算額が大額を上回り第 5 欄に記入しない」型のような**欄の順位判断を揺さぶる**変形を用意する。
- ・ 輸入申告 2 問: 品目分類(境界事例)+課税価格の加算要素判断+EPA 税率適用判断を 1 問の中に統合する(59 回の実物と同じ密度)。

4.2 少額合算処理は必須(固定出題)

輸入申告の「少額(20 万円以下)貨物の有税/無税分別合算・関税率最高の品目番号への取りまとめ・10 桁目 X/E」処理は 3 回連続の固定出題。予想問題の輸入申告 2 問とも必ず組み込む。

4.3 加算要素の判断 ― 過去問実績の型を踏襲

過去の実物で問われた判断素材: 買付手数料(57 回・非加算)、無償提供の小売用箱(57 回)、遡及数量値引き・技術者派遣検査費・販売促進費(58 回)、無償提供デザイン費・法定表示ラベル・売手自己検査費(59 回)。予想問題でも**手数料・無償提供物品/役務・検査費・値引き**の加算/非加算判断を毎問 2～3 個仕込む。

4.4 EPA 税率判断の与件化

59 回は「RCEP 税率は条件不備で不適用」との指示が明記された。予想問題では **CPTPP(英国原産品)・RCEP・日英 EPA** の適用可否を与件(原産品申告書の有無・自己申告の申告者・条件不備)で判断させる。これが時事論点 2(CPTPP 英国加入)の実務側の織り込み先になる。



4.5 計算問題(12 問)の型

- ・ **課税価格の計算**(加算要素の判断込み)― 複数問。現行法どおり個人使用貨物の 0.6 掛けを適用させる問題を 1 問含め、未施行の廃止決定との区別を体で覚えさせる。
- ・ **関税額の計算**(端数処理込み)。
- ・ **過少申告加算税の複合計算** ― 59 回実績の「特惠否認→修正申告→過少申告加算税」の複合型を必ず 1 問以上。
- ・ 延滞税・修正申告絡みの税額計算。

4.6 その他実務問題(選択式 10 問+択一 6 問)

関税の確定・納付/EPA 原産地証明書(59 回実績)/輸出通関/**関税率表の「類」の知識問題**(59 回で高難度だった論点=差がつく問題として複数問)/HS 通則(58 回=通則 3、59 回=通則全般の実績に合わせ通則問題を継続)。

5. 難易度設計

5.1 前提となる実績データ

回(年)	合格率	合格基準
第 56 回(2022)	19.1%	全科目 60%
第 57 回(2023)	24.2%	全科目 60%(易化年)
第 58 回(2024)	12.4%	業法 60%・ 関税法等 55%(補正) ・実務 60%(難化年)
第 59 回(2025)	15.1%	全科目 60%(補正なし)

合格率は 12～24% で変動し、合格基準は原則**各科目満点の 60%**(業法 27/45・関税法等 36/60・実務 27/45)、難化年のみ補正がありうる。第 59 回の実務の予想ボーダーは 27～29/45 点(受験生評)。

5.2 科目別の難易度配分方針

- ・ **通関業法**: 本番は固定論点の繰り返しで高得点勝負(9 割目標の科目)。予想問題は**基本～標準中心**とし、網羅性で勝負する。拘禁刑等の条文改正反映問題を除き、奇問は置かない。1 科目受験者(59 回で受験者の 67.2%)の主戦場でもあるため、34 問で定番論点を漏れなくカバーすること自体が価値になる。
- ・ **関税法等**: 年により難度が振れ、難化年は 55% 補正が出る科目。予想問題は**標準を軸に、59 回の難化要因(還付加算金・課税価格決定の原則・国税徴収の例)級の難問を 1～2 割混ぜて上振れ耐性をつける**。択一は過去問ベース(59 回実績)なので、択一 22 問は過去問の焼き直し+改正反映を中心にする。
- ・ **通関実務**: 合否を分ける科目。申告書・計算は本番同等の密度(境界事例連続・少額合算・複合計算)とし、**60%(27/45 相当)を安定して超えられるかを測る**設計にする。難問で脅すより、固定出題(少額合算・加算要素)の確実な処理を反復させる。

5.3 セット全体の設計

122 問を 2 セットに割る場合、**セット 1=標準年(57・59 回水準)**、**セット 2=難化年(58 回水準)**として難度を意図的に変え、58 回型の難化(関税評価・賦課徴収・特惠・保税の応用出題)への耐性も試せるようにする。各セットとも科目別に 60% の合格基準ラインを明記し、自己採点で本番の合否判定を再現できるようにする。

補記: 作成時の検品チェックリスト

- ・ ☐ 各問の根拠法令が**令和 8 年 7 月 1 日現在で施行済み**か確認したか(未施行事項を「現行法」として出題していないか)
- ・ ☐ 未施行事項(0.6 掛け廃止・消費税課税化・犯則調査デジタル化・HS2028)は「引っかけ・知識肢」としてのみ使ったか



- ・ ☐ 問題数・形式が第 60 回公告の配点表(§ 1.1)の 2 倍構成と一致しているか
- ・ ☐ 欠格事由等の条文表現が「拘禁刑」になっているか
- ・ ☐ 輸入申告書問題に少額合算処理(有税/無税分別・10 桁目 X/E)を組み込んだか
- ・ ☐ 「HS2027」等の古い記載を正文として使っていないか(誤り肢としての使用は可)
- ・ ☐ 調査ノートにない事実を創作していないか(数値・日付は調査 01～04 と突合)

